

加美町学校体育施設開放事業実施要項

1. 趣 旨

町民が健康で文化的な生活を営む上で、日常生活におけるスポーツ・レクリエーション活動の果たす役割は大であるとともに、スポーツ環境に関する住民のニーズも多岐にわたっている。

このような要望に応えるべく、既存施設の効果的利用を推進することが必要であることから、町内学校体育施設を学校活動に支障の無い範囲で活用し、地域のスポーツ活動場所の確保を図るため実施する。

2. 管 理 者 加美町教育委員会

3. 使用団体 使用できる団体は、加美町内に在住し、在勤し、又は在学する者が10名以上の団体を構成し、当該団体に監督者としての成人が含まれるほか、幼児については保護者の付添がある団体で、団体登録及びスポーツ安全保険等のスポーツ傷害保険・賠償保険に加入し、使用許可を受けた団体のみ使用できる。

4. 開放場所 加美町内小・中学校10校の体育館・校庭及び武道館

5. 使用手続

- 1) 原則として、学校の使用してない時間を使用するので、学校と学校体育施設管理員は、連絡調整を密にして調整を図ること。
- 2) 使用を希望する団体は、団体登録申請書を教育委員会に提出すること。
- 3) 使用申請書は使用する学校体育施設の管理員に直接提出すること。
- 4) 学校体育施設管理員は、使用する団体の団体登録を確認した後、使用申請書により、日程を確認・調整の上、使用を許可すること。なお、使用許可書（学校控）は、申請者が学校に提出すること。
- 5) 使用日時について、特別な事情がある場合、教育委員会は日時の変更又は取り消しすることができる。

6. 施設の使用日時

施 設	使 用 日	使 用 時 間
体育館	土曜日、日曜日、祝日、長期休業日	午前 8 時から午後 9 時まで
	上記以外の日	午後 5 時から午後 9 時まで
校 庭	土曜日、日曜日、祝日、長期休業日	午前 5 時から午後 9 時まで
	上記以外の日	午後 5 時から午後 9 時まで
武道館	土曜日、日曜日、祝日、長期休業日	午前 8 時から午後 9 時まで
	上記以外の日	午後 5 時から午後 9 時まで

7. 厳守事項

- 1) 使用の際、使用責任者は施設管理員から鍵・使用日誌を借りて使用すること。
- 2) 使用責任者は、使用後に使用日誌に必要事項を必ず記入すること。
- 3) 使用時間を守り、他の施設に立ち入らないこと。
- 4) 学校敷地内は禁煙とし、飲食物は、持ち込まないこと。
- 5) 使用許可を受けた設備器具以外は使用しないこと。
- 6) 使用後は、清掃及び整理整頓に努め、消灯・施錠してから管理員に届けること。
- 7) 使用責任者は、事故及び設備・器具等に破損が発生した場合、破損の旨を管理員に届け、管理員は、上記の内容を管理者（教育委員会）に速やかに届けること。
- 8) 設備・器具等の破損の復旧は、使用者の責任において、速やかに修繕すること。

8. 使用の取り消し

上記の「8. 厳守事項」を順守することとし、もし違反することがあった場合、教育委員会は使用を取り消すことができる。